

明治期の陸軍看護システム

黒澤嘉幸

はじめに

陸軍部内の看護制度のあらましが決つたのは明治六年から明治九年にかけてであつた。明治の近代看護が明治十七年から明治十九年にかけて輸入された⁽¹⁾というのに比較すると、陸軍看護制度の定着はかなり早いことになる。その内容を明らかにすることは、日本の看護史上意義があると思われる。

看護の内容は近代の組織管理にしたがつて組織、身分、職域、定員、募集、職務内容、要求される技能、教育訓練の項目をとり上げ、これを包括して看護システムとし、その項目毎の実態を検討した。ただし、要求される技能および教育訓練は別に報告することにした。なお、看護に携わる人の名称は再三改定されているので、共通的にこれを表現する場合、陸軍衛生制度史⁽²⁾にならい、看護者と呼ぶことにした。

一 明治六年から同九年における陸軍制度

明治三年に新政府は、陸軍はフランスの兵制にならい、海軍はイギリスの兵制による旨布告した⁽³⁾。しかし、陸軍がフランスの兵制により軍制を定める本格的作業に入つたのは明治五年からであつた。

明治五年、陸軍省はフランスから軍事顧問団を迎えたが、陸軍大輔山縣有朋は彼等に大要次のような訓示をしている。「我が国は従来ヨーロッパの兵法を学んできたがまだ十分でなく、貴官等の協力を得て兵制を確実なものにしたいと考えている。軍制に必要な諸規則、陸軍会計の諸規則等制定にあたっては色々諮問したい。」

この顧問団の協力によって、明治六年になると陸軍省職制及条例、在外会計部大綱条例などの規則が制度化されはじめた。陸軍の諸制度が確立してきたのである。

一方、明治四年七月に廃藩置県が実施されたため、懸案の国防も士族に代って国民皆兵の方針が定められた。これを受けて明治六年から徴兵が行われ、壮丁が始めて入営をしている。これを受けて、全国に六カ所の鎮台や衛戍地の建設が急ピッチで施工された。このようにして、陸軍制度は明治六年から九年にかけて確立されていったが、その制度の一環として看護制度も整備されるようになったのである。

明治六年九月に陸軍大輔山縣有朋は熊本、広島、大阪、名古屋の各鎮台の整備状況を視察しているが、その際、熊本、広島では鎮台内の病院を巡視している。また、視察中病気になる、広島で石坂軍医、名古屋で小山内軍医の治療を受けている。これらから、当時、鎮台の病院は整備され、活動していたことが推察できる。

二 明治元年から明治五年までの看護者

明治元年から明治五年にかけて陸軍の制度創設は遅々として進まなかった。それは政府が国民皆兵の制度を採用したいと考えていたものの、士族の圧力により容易に実行に移すことが出来なかったからである。このため、各藩から兵を徴集し治安維持を行っていたので軍事制度を確立するまでにいたらなかった。

しかし、各藩の兵が東京などに配置されると、夫々の営所に医療設備が設けられるようになったので、そこに看護者を雇うようになった。その状況は極めて断片的である。

山下門内兵隊仮病院⁽⁶⁾

明治元年十月一日設けられた病院である。大病院に収容された軍の傷者を引き取るために設置された。明治元年十一月の大病院入院規則には「看病婦人之儀四十才以上ノ外堅ク禁候事」とあるので、この仮病院も看護者はこれにならったのではないかと思われる。

早稲田仮軍事病院

松本良順が早稲田に開いた蘭疇医院で、明治四年五月兵部省の仮病院となった。その定則には「看護人ハ門人之内其筋心得候者ヲ附置候⁽⁷⁾」とある。

軍事病院

明治三年二月十九日緒方洪哉等の努力により大阪城内に設置された。この病院のものと思われる軍事病院規則書には「護長医官が看護者を指揮する⁽⁸⁾」という文がある。

軍医療事務章程⁽⁹⁾

明治四年七月五日に軍医寮が置かれると、軍医寮は直ちに医療諸規則を起草し、兵部省に提出した。これによって明治五年十一月軍医療事務章程が制定された。この中に看護者に関する条項が二つある。看病人設備法則と看病人心得である。看病人設備法則はおおよそ次のようなことを示している。

「健康で誠実なものを撰び、出身地の官に素行調査を行って看病人に命ずる。病兵十人に一人つけるのを常法とする。看病人二十名に看病人長一名を命じ、看病人の勤惰を監督させる。」

看病人心得は簡単な勤務要領である。

屯営医局

明治五年二月九日の会計局通知⁽¹⁰⁾で、御親兵の保養所で止むを得ない場合、日給十五銭で看病人を雇っても良いとして

いる。また、屯営医局には看病卒の定員がなかったため、行軍に随行する看護者に小使⁽¹¹⁾をあてている隊もあった。

この時期は前述のように混とんとしており、明治五年十一月制定の軍医寮事務章程によって看護制度が芽生えようとする段階にあった。

三 明治六年から明治九年までの陸軍看護システム

明治六年から新しい軍制度が構築されたが、その一部門をになう看護システムも、新しい制度の中に明確に姿を現わして来た。これをその項目にしたがって示すと、次のようになる。

(一) 組織

組織は各部門（部課）から成り立っている。

明治六年、看護者は会計部に属することが定められた⁽¹²⁾。さらに明治八年の看病人看病卒服務概則⁽¹³⁾により、次のように規程された。

「看病人看病卒ハ会計監督長ニ統率シ各所管会計官ニ隸属シ医事ニ関涉スル事項ハ総テ医官ノ指揮ニ従フ者トス」

なぜ看病人看病卒が会計部に属したかを記録したものはない。考えられるのは当時のフランス陸軍は極めて經理を重視したことであった。ここでいう經理とは会計事務のような狭義のものではなく、軍隊の生活に必要なすべてを所掌するものであった。例えば軍隊の行方閱兵式などは人・装備・被服などを經理監督のため点検する行事から生れたものである。それはまた、自由、平等、博愛を掲げるフランスにとって、兵の処遇は極めて大事であるという思想があり、それが經理を重視させたようにも思われる。仏国陸軍制度教科書⁽¹⁴⁾には、参謀になる者は經理を熟知していなければならぬと述べている。

以上の点から、經理という大きな業務を管理する会計監督長の所掌下に入ったと思われる。

一方、明治六年、フランス顧問団の協力により陸軍省条例⁽¹⁵⁾が制定された。この条例によると陸軍省第五局は監督部でその中に第三課病院・病車・老兵が設けられた。病車とは患者車、老兵とは老兵院、すなわち廃兵院のことである。病院はこの課が管理することになったのである。病院管理は軍医の所掌外ということで看病人・看病卒は会計部に属するようになったと考えられる。

(二) 身分

明治六年に看護者は次の四段階に区分された。⁽¹⁶⁾

一等看病人 曹長 十一等級 二等看病人 軍曹 十二等級 三等看病人 伍長 十三等級 看病卒
一等看病人から三等看病人までは下士官であり、会計部下士官の制服を着用し、サーベル⁽¹⁷⁾を着用していた。看病卒は兵卒で、会計部兵卒の制服を着用した。

(三) 職域

陸軍の看護は、他の官公庁や民間の看護にくらべてわかりづらいつらいといわれる。その大きな理由は、勤務する職域が一般の職域と異なっているからではないかと考えられる。陸軍創設にあたって定められた看護者の職域を大別すると次のようになる。

衛戍地勤務

衛戍地というのは部隊等が恒久的に所在する場所及び永久施設のことである。部隊は平時此処に駐屯して訓練を行い、戦時には此処から出兵する。部隊が出兵した後、留守部隊が残り補充兵の訓練にあたる。平和になれば、部隊は再びこの衛戍地に帰還する。

また、この衛戍地には軍の官公署や学校が所在している場合もある。この衛戍地には、所在部隊の規模等により病院または病室が設けられている。看護者はこの病院、病室に勤務する。その勤務の内容は一般と同様である。

隊付勤務

軍の中には歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵など夫々任務の違った部隊が編成される。この部隊には医官や看護者が必ず配属されている。この衛生要員は、平時の場合、各部隊の演習や行軍などに随行して、発生した病人の救護を行う。また、平時はその部隊の駐とんする衛戍地の病院や病室の勤務も兼ねている。戦時には部隊の一員として出征し、野外行動を共にすると同時に、戦闘に際しては、傷者の救護を任とする。部隊が駐とんすれば、医官を救けて衛生管理(衛生法の実施)や病者の看護に従事する。

野戦衛生部隊勤務

野戦衛生部隊というのは、戦時に際して編成される衛生部隊である。この部隊は戦場におもむき、戦闘する部隊の後方に在って傷者の治療後送、衛生資材の補給、防疫などの任務を遂行する。これらの衛生部隊の定員には当然のことではあるが、医官、薬剤官、看護者などが含まれている。これらの人達は主に戦時動員によって充足される。

機関等勤務

軍の学校や補給廠のような平時機関の衛生業務にたずさわることをいう。なお、看護者は病院、病室の薬局にあつて、薬剤官の補助業務を行ったが、これは後に調剤手という身分になるので今回は除いた。

(四) 定員

明治六年に在外会計部大綱条例⁽¹⁹⁾が制定されて、看病人、看病卒の定員の原則が示された。これは更に、明治八年の看病人看病卒服務概則⁽²⁰⁾で次のように改められた。

一等看病人の人員は陸軍本病院に二人各鎮台病院に一人を置く。

二等看病人は看病卒二十人ないし二十一人について一人。

三等看病人は看病卒八人について一人。

看病卒は患者六人ないし十人について一人。

屯営病室には二等看病人一人、看病卒一人を置く。

この原則にもとづいて、病院等に示された定員表は次のとおりである。

陸軍本病院（明治九年十二月二日）⁽²¹⁾

一等看病人 二人 二等看病人 四人 三等看病人 十一人。

看病卒は明治十一年六月二十五日、⁽²²⁾当分百人と定められた。

仙台、名古屋、広島鎮台病院（明治七年二月二日）⁽²³⁾

一等看病人 一人 二等看病人 一人 三等看病人 二人 看病卒 十五人。

大阪、熊本鎮台病院（明治八年十月）⁽²⁴⁾

一等看病人 一人 二等看病人 一人 三等看病人 三人 看病卒 二十八人。

屯営病室

二等看病人 一人 看病卒 一人。

隊付定員

創設期は軍医の定員のみで、看護者の定員はなかった。明治十三年になって歩兵連隊に三等看病人 一人、看病卒 三人、が示された。

野戦衛生部隊

明治六年に次のような部隊が示された。陣中病舎、陣中病院、養生隊⁽²⁵⁾である。陣中病舎は移動可能で隊の前途に追隨し、傷者の初期治療を行う。陣中病舎は鎮台に三部用意される。行動に際し、四分割することができる。

陣中病院は軍の駐在する後方に置かれ、陣中病舎から後送される傷者の治療にあたる。養生隊は陣中病院で治癒した

患者が、前線に復帰可能になるまで養生する施設である。患者の発生率は戦闘兵数の十分の一といわれ、陣中病舎に二割、陣中病院に四・七割、養生隊に三・三割収容される。これらの野戦衛生部隊の編制定員は示されることがなかった。このような看護者の定員が、当時充足されていたかということを示す現員表は確認されない。しかし、若干の資料によつてうかがい知ることができる。

西南戦役の直前、明治十年二月の熊本鎮台病院の現員は⁽²⁶⁾一等看病人一人(定員一人)、二等看病人一人(定員一人)、三等看病人四人(定員三人)、看病卒二十一人(定員二十八人)であつた。

また、隊付としては、第十三歩兵連隊本部に三等看病人一人、同連隊の各大隊に看病卒各一人が充足をされていた。

(五) 募 集

看病人、看病卒とも志願制であつた。後の徴兵によるものと区別する場合、壮兵看病人、壮兵看病卒と称した。

(六) 職務内容

明治八年十一月十日制定の看病人看病卒概則により、看病人看病卒の職務は従来に比し極めて明確になつた。特にその権限と責任が明らかになつた点が特徴である。看病人看病卒は勤務する病院や屯営病室の会計官に所属し、医事に関することは医官の指揮を受ける。

一等看病人職務

医官及び会計官の指揮に従い、病室内諸般の事務を行う。／看病卒の出勤簿を管理し、月末勤惰表を作成し会計官に提出する。／毎日午前八時、午後四時各病室浴室便所等を巡視し、不潔の場合直ちに清掃させる。／毎日午前七時から九時迄に病室を巡視し、患者の現員を確認し、日表を会計官に提出する。／二等看病人以下の勤務を監督指導し、行状の改められぬ者は医官及び会計官に意見をくわしくのべる。／医官の指揮に従つて看病卒の配置転換を行い、その結果を会計官に報告する。／職務の余暇、二等看病人以下に看護の方法を教育する。／会計官或は医官の命令は、二等看病人以下に洩

れなく伝達する。／院内の消耗品の出納を監視する。／備付被服寝具等の破損した場合、点検の上、三等看病人に受領簿に破損の旨記録させ、担当医官の調印を貰い、会計官に更新の手続をとる。

二等看病人職務

屯営病室にあつて、隊付医官及び会計官の指揮に従い、病室事務をつかさどる。／毎朝会計官室において出勤簿に捺印する。／屯営病室にあつては、看病卒出勤簿を管理し、月末勤惰表を作成し会計官に提出する。／三等看病人以下の勤務状況を監視、指導し行動を改めない者は一等看病人に申告する。／自己担当の患者の症状に異状がある場合、速やかに医官に報告する。／屯営病室にあつては、毎日午前七時、午後三時、室内及び浴室便所を巡視し不潔の箇所を清掃させる。／屯営病室にあつては、毎日午後七時から九時までに患者の現員を確認し、翌朝七時に会計官に報告する。／屯営病室にあつては、新しい患者に病室の規則を説明する。／面会者の処置を行う。／命令布告はすべて看病卒に伝達する。／職務上の意見は一等看病人に陳述する。

三等看病人職務

毎朝会計官室において出勤簿に捺印する。／一、二等看病人の指示に従い看病卒を指揮し、病室内の重傷患者は昼夜を問わず自ら率先して懇切に看護すること。／看病卒の動作言語に注意し、勤惰の状況を一、二等看病人に申告する。／寝具被服便器等を監視し破損しないよう注意する。／病室内備付器具及び被服の破損した時は、一等看病人の点検を受け、受領簿に記載し、病室担当医官の調印を受け会計官に提出し更新する。／病室内消耗品は帳簿にその品目数量を記載し、一等看病人の点検を経て、医官の調印を受け会計官に提出して現品を受領する。／新しい患者が入院する時は、病室の諸規則を説明する。規則を犯す者には説諭し、改めない場合、医官に申告する。／担当する所の病室廊下便所は常に清潔にさせる。／患者室外散歩の時は、各員に散歩札をつけ、帰室の時、札数と人員が一致するのを確認する。散歩には看病卒一人をつける。／面会には医官の許可を得て、面会所で面接させる。看病卒一人を立会させる。／全治退院、廃兵退院、

死亡の時は、担当医官よりその旨朱書した処方箋を受け取り、医官及び会計官に送付する。／患者が請求する物品は、患者の階級氏名及び品目数量を帳簿に記載し、毎週これをまとめ医官の調印を受け、これを一等看病人に提出する。一等看病人から品目を受領した時は、医官の指揮を受けて患者に渡し、帳簿に受領を記入する。

看病卒職務

屯営病室の看病卒は、薬剤業務補助と医官の手術を介助する。／毎朝看病人室において出勤簿に捺印する。／医官及び看病人の指揮に従い、患者の服薬、飲食の給与、起臥の補助等を行う。これらは親切懇篤でなければならぬ。／薬剤を服用させるためには、その分量ならびに服用時間を間違えてはいけない。また、飲食は医官が検査したものでなければ、たとえ患者が要望してもあたえてはいけない。／医官回診の時は患者の病床のそばにあって、詳細にその容体を報告する。患者の容体が変わった時は速やかに医官に報告する。／患者が摂生法を守らないか或は規則を犯す者がおれば、必ず丁寧な注意し、なお改めない場合は看病人に申告する。躊躇して申告しなければ、看病卒も処罰される。／病室内外を静穏に保ち、清潔を旨とする。一日二回づつ水をまいてほうきで掃き、ちりをぬぐいさる。薬器や食具を洗浄し、季節の寒暖に応じて重ね着等に注意する。清掃は便所まで清潔にする。／診察及び食事の前後二十分窓を開いて大気を流通させる。ただし害のある風の場合はその限りではない。／大小便其の他すべて不潔のものは速やかに除去し、夜間用の唾壺（たんつば）便器は毎朝これを洗浄し、昼間はしばしば清浄する。／患者の散歩沐浴の時は必ず付き添い、これを監護して、もし院外に脱走する患者があれば自己の責任とする。／毎室交代に一名づつ看守し暖炉浴室便所等昼夜巡視し失火を注意する。特に煙突の不潔や破損に留意する。／面会人は看病人の指揮にしたがい、患者と一緒に面会所で面接させる。重症の患者は看病卒立会いの上、病床で面接させる。／近火その他非常の際は、医官及び看病人の指揮に従い、重症の患者は車載あるいは背負ってその災害をさける。／患者が死亡した場合、上官の指揮に従い屍室に移し臥床に安置し、白布で屍を覆い懇切に取扱ひ其の側に侍して看守する。／行軍の時は外科器具及び初発の手術に必要な木綿等の諸具をおさめた背のうを負

い諸隊の医官に随行する。／背のうちの中の薬品及び器械を暗唱し、必要時遅滞があつてはならない。／隊が宿営した時医官が診察する場合投薬貼膏および包帯、外科等の手術を助ける。

四 看護システムの変遷

明治十年から明治四十五年までの間、看護制度上の基本的改正項目を列挙した。ただし定員等については、新規以外省略した。

(一) 明治十一年

定員 八月六日各隊付看病人看病卒の増員が示された。⁽²⁷⁾

歩兵大隊 二等看病人一名 看病卒二名

砲兵大隊 三等看病人一名

騎兵大隊 三等看病人一名

工兵大隊 三等看病人一名 看病卒一名

(二) 明治十二年

組織 看病人看病卒は軍医部長の統率下に入り、医官に隷属することになった。⁽²⁸⁾これは明治十年の西南戦役の時、多数の看病人看病卒を必要としたが、民間にも看護者が少なかったため、主に衛生部が民間人を募集し規定の教育を施して戦地に送った。これらの戦訓がこの所管変更に影響したと考えられる。

(三) 明治十六年

明治六年に徴兵制度が施行されたが、国民皆兵の思想が定着せず、各鎮台とも定員を満すことで出来なかつた。しかし西南戦役における官軍の勝利は、国民に徴兵の勝利であることを認識させ、これを契機に徴兵制度は次第に軌道にの

つて来た。政府はこの機会に更に国民皆兵を徹底させようと考え、徴兵の職域拡大に着手した。例えば看病卒や職工などである。明治十二年から検討に入り、明治十六年実施⁽³⁰⁾となった。

募 集 看病卒を徴兵によって充足する。

徴兵の看病卒は歩兵隊に入営⁽³¹⁾し、歩兵としての基本訓練を三ヵ月受けた後、鎮台病院又は屯営病室で三ヵ月看護教育を受け看病卒となる。これらの看病卒は壮兵看病卒と異なり営内居住を義務づけられた。

職 域⁽³²⁾ 徴兵看病卒 病院、屯営病室、隊付 壮兵看病卒 官衙、学校

身 分 明治十六年陸軍武官表が改正され、軍医部の武官名称があらためられた。

一等看病人は一等看護長に、二等看病人は二等看護長に、三等看病人は三等看護長に、看病卒は明治十七年に看護卒と改正された。

(四) 明治十九年から二十一年まで

明治十八年に陸軍省は従来の仏式兵制をドイツの兵制に改めることとし、メツケル少佐⁽³³⁾を招いて諸制度の改正に着手した。この改正の重点は戦時編制の改正にあった。これに関連して、明治十九年新設された陸軍省医務局は陸軍看護卒について次の上申⁽³⁴⁾を行い、承認された。

従来の看護卒は歩兵隊で三ヵ月の訓練を受けていたが、歩騎工輜重の各隊は性格がことなるため、隊付予定の科で入営後の教育を受けることが必要である。たとえば騎兵隊付の看護卒は乗馬訓練を受けておかなければ任務を遂行することが出来ない。そのため、徴兵看護卒は配属予定の兵科部隊で六ヵ月間の訓練を必要とする。

隊付看護卒は行軍等の場合、医官不在の時には、患者の救急処置を行わなければならない。このためには看護教育を六ヵ月間に延ばす必要がある。隊付看護卒の技術は諸兵の上等兵に匹敵し、かつ患者治療に際し、患者の信用上から卒より身分が上位であることが望ましい。このため、隊付看護卒の名称を看護手とし、階級を上等兵としていただきたい。

徴兵看護卒は演習訓練や内務作業等のため、常時看護業務につくことが出来ない。これは病院等では極めて非効率となるので、病院の看護には雇用の看護人を募集し配置した方が経済的である。

以上の申請が認められたため、次の改正があった。

身分 看護卒(徴兵)を看護手⁽³⁵⁾と改め、階級を上等兵同等とする。／新しく雇用の看病人を置く。／壮兵看護卒⁽³⁶⁾を廃止する。

定員 新しい野戦衛生部隊⁽³⁷⁾が制定されたが、看護長等の定員は次のとおりである。

師団衛生隊 一、二、三等看護長 十名

看護手 二十六名

野戦病院 一、二、三等看護長 六名

看護手 六名

看病人(雇用) 三十四名

衛生予備員(部隊名) 一、二、三等看護長 十四名

看病人(雇用) 四十名

病院、官衙、学校の看護卒定員は看病人(雇用)に置換された⁽³⁸⁾。

募集 看病人(雇用)の検査項目⁽³⁹⁾

年齢 二十一歳から四十歳まで 身長 五尺一寸以上 体格 強健なる者 読書 漢字に仮名を交えた文

作文 手紙 算術 加減乗除

(五) 明治三十二年

明治二十七、八年戦役の時、戦時編制によって野戦病院や衛生予備員を編成したが、その定員中の看病人(雇用)の補

充は容易でなかつた。⁽⁴⁰⁾ この対策として戦時動員できる看病卒を平時から育成することにした。

身分 看護卒（雑卒）

入営した壮丁から選り、一ヵ月間部隊訓練、四ヵ月間衛戍病院で看護教育を行う。在営期間五ヵ月である。各師団毎年間四十名を育成し、戦時の野戦病院や衛生予備員の要員とする。

定員 野戦病院、衛生予備員の定員中看護人（雇用）を看病卒（雑卒）にかえる。

（六）明治四十二年

明治三十七、八年戦役は、相手がヨーロッパ最大の陸軍国であったため、死傷者が多く発生し、野戦衛生部隊等の編制等に対し、色々な教訓をもたらした。この年、看護について改正された点は次のとおりである。

身分 上等看護長（準士官）の創設

明治十年八月十六日、陸軍省軍医副及び軍医試補以上のものは試験を行わず、医師の免許状を交付する⁽⁴¹⁾ 通達が出された。これにより一等看病人は軍医試補に昇任するみちが開けていた。

明治三十九年、医師法の制定⁽⁴²⁾により、こうした道がなくなつたため上等看護長を設け、処遇することになった。

看護手（隊付）を上等看護卒⁽⁴³⁾に改めた。上等看護卒（隊付）は入営後、歩騎砲工各隊のいずれかで四ヵ月教育を受け、その後八ヵ月看護教育を受け隊付となる。

看護卒（病院付⁽⁴⁴⁾）を採用した。看護卒（病院付）は入営後、部隊で四ヵ月軍事教練を受け二等看護卒になる。その後衛戍病院に所属する。明治三十二年に制定した看護卒（雑卒）は僅か四ヵ月の看護教育しか受けていないため、明治三十七、八年戦役の野戦衛生部隊の任務遂行に不適だつたからである。

看護卒（雑卒）の廃止。雇用看病人の廃止⁽⁴⁵⁾。看護卒（病院付）を制定したため看病人（雇用）を廃止した。

定員 明治三十七、八年戦役における戦訓により野戦衛生部隊の看護定員の原則を次のように改めた。⁽⁴⁶⁾

師団衛生隊は患者五十名に対し、看護長二名、看護卒六名とする。野戦病院は患者五十名に対し看護長二名、看護卒十名とする。

(七) 明治期末

明治末の看護者の身分は次のとおりである。

上等看護長 準士官 一等看護長 曹長 二等看護長 軍曹 三等看護長 伍長 上等看護卒 上等兵
一等看護卒 一等兵 二等看護卒 二等兵

五 考 察

看護の近代化

看護の近代化は次のような諸説から、ナイチンゲールの唱えた看護管理であると考えられる。

ナイチンゲールによつて発展させられた一つの専門職として職業化された看護⁽⁴⁷⁾である。ナイチンゲールは看護婦の訓練及び管理を唱導して看護の分野を着実に改良⁽⁴⁸⁾した。一八六〇年のナイチンゲール学校の開校をもつて近代看護の時代が確実に幕を開いた⁽⁴⁹⁾。そこで、明治六年から明治九年にかけて構築された陸軍看護システムが、ナイチンゲールの近代看護に合致しているか考察した。

ナイチンゲールが看護について唱えた内容は広範にわたるが、繰り返される主要テーマは次のものではないだろうか。看護婦は女性本能にもとづく看護⁽⁵⁰⁾だけではなく、あらゆる看護の職務を引き受ける際の基本となるべき看護の仕事について教育訓練を受けた専門職である。／マトロンは看護婦の勤務を管理⁽⁵¹⁾する。／マトロンは病棟の備品消耗品の管理責任⁽⁵²⁾を持つ。／マトロンは看護婦の職務に責任と権限⁽⁵³⁾を持つ。／看護婦は患者に対する医師の判断や指示⁽⁵⁴⁾に従う。

これらを通観してみると、それは看護領域の管理に関する問題である。これは看護者の人事管理、看護者の職務の管

理、看護領域の施設管理、看護領域の物品管理、患者管理に分類することが出来る。明治八年制定の看病人看病卒服務概則から該当する項目をあてはめてみると、次のとおりである。

人事管理

一等看病人は看病卒の勤情表を作成する。／一等看病人は看病卒の配置転換を行う。

職務管理

一、二、三等看病人は夫々部下の勤務状況、行状を監視し、勤務をおこたるか、行状が看護者としてふさわしくない場合は注意し、なお、改めない場合、上司に申告する。

施設管理

一、二等看病人は毎日二回、病室、浴室、便所等を巡視し、不潔の場所があれば夫々二、三等看病人に命じ清掃させる。／看病卒は毎日二回病室内外を清掃する。／看病卒は暖炉、浴室等を巡視し失火を防止する。

物品管理

一等看病人は病室内消耗品の出納を監視する。／一等看病人は備品被服寝具等を破損しないよう注意する。破損の場合点検して更新手続を行う。／三等看病人は消耗品の出納を管理する。／三等看病人は備品の出納（更新）業務を行う。

患者管理

一、二等看病人は毎日病室を巡視し、患者現員表を作成する。／二、三等看病人は患者に入院規則を説明する。／三等看病人は重症の患者には率先して看護する。／三等看病人は患者の室外散歩には散歩札を付与し、病室の時員数を照合する。／三等看病人は面会者の管理を行う。／看病卒は薬剤の服用、飲食、看護を行う。／看病卒は医官回診の時容態を報告する。／看護卒は診察、食事の前後換気を行う。／唾壺、便器の清掃を行う。／患者が規則にしたがわないう場合、丁寧に指導し、改めない時看病人に申告する。／患者の散歩入浴の際付添う。

ナイチンゲールは看護に訓練の必要なことを強調している。管理には初級から上級へのランク毎に一定のスキルレベルが必要である。管理を確立するためには訓練が伴わなければならない。しかし、今回の陸軍看護システムの訓練は別に報告することにした。

以上の内容から、明治六年に制度化した陸軍看護システムは近代看護であると考えられる。

ナイチンゲール学校が聖トマス病院に設立されたのは一八六〇年である。彼女がその論文「救貧病院における看護」の中で、マトロンは病院の管理当局に対して、自分の部下の看護婦たちの行状、風紀、職務につき、自分の配下の病棟の風紀につき、病棟の清潔につき、病人の世話と清潔、病棟の適切な換気と保温、食事と与薬、浣腸実施等につき、また、たとえば小包帯交換などの実施につき、リネン類や寝具等そしておそらくは患者の衣類の世話などにつき、責任を負わなければならないと述べたのは一八六七年である。看病人看護卒服務概則が制定されたのは一八七五年で、前述の論文から八年後のことである。僅か八年間の差しかないのに、この規則は論文の部分の殆んど列挙している。なお、この規則が何を模範としたか検討したが、確定できなかった。

ナイチンゲールの近代看護と陸軍の看護システムとをならべた場合、マトロンの位置づけ等にはかなりの差異があるが、ナイチンゲールが唱導した看護管理については、陸軍規則の中にも充分取り入れられている。本来、陸軍組織は管理を重視しなければ、数十万人の組織を運営することは出来ない。したがって管理の概念が末端まで浸透している。このことが、僅か数年の間に近代看護を導入し得た一因ではないかと考えられる。ナイチンゲール自身もクリミア戦役の活動中に英陸軍の管理に触れ、軍隊管理の意義を理解して帰国したのではないかと推察されるのである。

まとめ

明治六年から九年にかけて、陸軍は新しい軍制を確立したが、その一環として看護に関する諸規則も整備され看護シ

システムが成立した。

その後、幾多の改正が行われたが、それはほとんど軍制の変更にとまなうもので、明治期を通じシステムの理念を變える変更はなかった。この陸軍看護システムは管理の手法が透徹しており、近代看護の形を整えていたと考えられる。

文献

- (1) 土曜会歴史部会『日本近代看護の夜明』六頁、医学書院、東京、一九七三
- (2) 陸軍軍医団『陸軍衛生制度史』三二四頁、小寺昌、東京、大正二年
- (3) 陸軍省『陸軍省沿革史』四八頁、東京、明治三十八年
- (4) 徳富蘇峰『侯爵山縣有朋伝中』一七六頁、原書房、東京、昭和四十四年
- (5) 同右、二二二～二六三頁
- (6) 前掲文献(2)、一一頁
- (7) 鈴木要吾『蘭学全盛時代と蘭疇の生涯』一六四頁、東京医事新誌局、東京、昭和八年
- (8) 前掲文献(2)、二五頁
- (9) 前掲文献(2)、九〇～九一頁
- (10) 内閣記録局『法規分類大全 第四八卷』一二五頁、原書房、東京、昭和五十二年
- (11) 同右、一〇〇頁
- (12) 前掲文献(2)、二二二頁
- (13) 前掲文献(10)、九一頁
- (14) 『佛国陸軍制度教科書 第一編 卷之一』陸軍省
- (15) 内閣記録局『法規分類大全 第四五卷』三七九頁、原書房、東京、昭和五十二年
- (16) 前掲文献(2)、二二二頁
- (17) 内閣官報局『法令全書 第六卷―一』九六〇頁、原書房、東京、一九七四
- (18) 前掲文献(2)、一二六〇頁

- (19) 内閣官報局『法令全書 第六卷十二』一一五五頁、原書房、東京、一九七五
- (20) 前掲文献(10)、九一〜九六頁
- (21) 前掲文献(10)、八九頁
- (22) 前掲文献(10)、九八頁
- (23) 前掲文献(2)、二四五頁
- (24) 前掲文献(2)、二四六頁
- (25) 前掲文献(19)、一六三頁
- (26) 黒龍会『西南記伝 中巻二』三九八〜三九九頁、原書房、東京、昭和四十四年
- (27) 前掲文献(10)、四二頁
- (28) 前掲文献(10)、九九頁
- (29) (30) (31) 前掲文献(2)、三三三頁
- (32) 前掲文献(2)、三二八頁
- (33) 前掲文献(3)、二〇二頁
- (34) 前掲文献(2)、三三八〜三四〇頁
- (35) 前掲文献(2)、三四〇頁
- (36) 前掲文献(2)、三三八頁
- (37) 黒沢嘉幸「衛生補給の史的考察(第二報) 衛生科のへんせん」『防衛衛生』三〇巻六号、一一八頁、一九八三
- (38) 前掲文献(2)、三三〇頁
- (39) 前掲文献(2)、三三〇〜三三一頁
- (40) 前掲文献(2)、三四五頁
- (41) 厚生省医務局『医制百年史 資料編』五二頁、ぎょうせい、東京、昭和五十一年
- (42) 同右、六七頁
- (43) 前掲文献(2)、三四七頁

- (44) 前掲文献 (2)
- (45) 前掲文献 (2)、三四六頁
- (46) 黒沢嘉幸「衛生補給の史的考察 (第四報) 衛生科のへんせん」『防衛衛生』三一巻五号、一二〇頁、一九八四
- (47) 土曜会歴史部会『日本近代看護の夜明』三頁、医学書院、東京、一九八九
- (48) シンガー／アングラーウッド、訳者酒井シツ・深瀬泰旦『医学の歴史 四』七〇六〜七〇九頁、朝倉書店、東京、一九八六
- (49) 小玉香津子訳『看護の歴史』一七七頁、医学書院、東京、一九八四
- (50) 薄井垣子訳『ナイチンゲール著作集 第二巻』四〜五頁、現代社、東京、一九七五
- (51) 同右、二六頁
- (52) 同右、四〇頁
- (53) 同右、二六頁
- (54) 同右、二八頁

(所沢市)

The Army Nursing System in the Meiji Period

by Yoshiyuki KUROSAWA

The modern army nursing system was enacted in the period when the Japanese Army established a modern military system; from the sixth year to the ninth year of Meiji.

This was about ten years before the organization of the Japanese nursing system.

This study clarifies the contents of the modern army nursing system in the Meiji period.